



2020年2月20日

各 位

会社名 レンゴー株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 大坪 清
(コード：3941、東証第1部)
問合せ先 総務部長 杉本 喜史
(TEL. 06-6223-2371)

当社取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2020年2月20日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を進めることを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、下記の内容は、今後の検討により変更する可能性があります。

本制度の詳細については、後日開催する取締役会において改めて決議し、取締役を対象とする本制度の導入については、本年6月開催予定の第152回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議する予定であり、決定次第お知らせいたします。

なお、本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社の委任型執行役員に対しても、当社取締役に対するものと同様の株式報酬制度を導入する予定です。この場合、委任型執行役員も当社取締役と同様に、本制度における信託の受益者となります。また、当社は、委任型執行役員に対して交付するための株式取得資金につきましてもあわせて信託いたします。

記

1. 本制度導入の目的

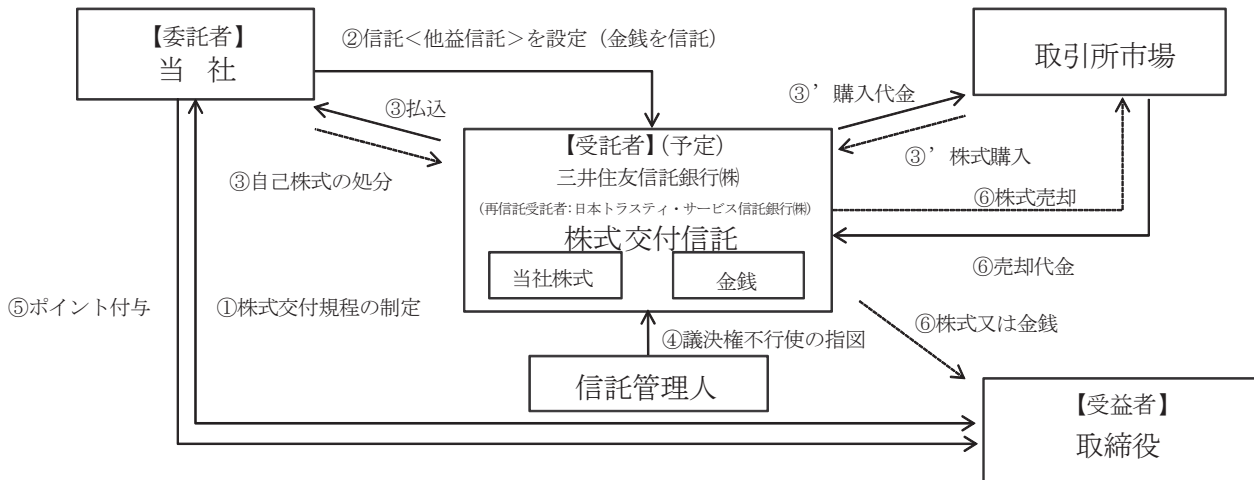
当社取締役の報酬は、「固定報酬」および「賞与」により構成されておりましたが、今般、新たに取締役に対する株式報酬制度を導入することといたします。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度の導入により、取締役の報酬は、「固定報酬」、「賞与」および「株式報酬」で構成されることとなります。

本制度の導入は、本株主総会における役員報酬議案の承認可決を条件といたします。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、取締役に對する株式交付のための株式取得資金は株主總會の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社および当社役員から独立している者とします。）を定めます。
本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

（ご参考：本信託の概要）（予定）

- ①名称 役員向け株式交付信託
- ②委託者 当社
- ③受託者 三井住友信託銀行株式会社
（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
- ④受益者 当社取締役のうち受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 当社、および当社役員から独立した第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）

※ 上記内容は現時点での検討内容であり、今後の検討状況によっては変更する可能性があります。

以 上